

令和 8 年度箕輪町防災交流施設指定管理候補者公募実施要領

1 概要

(1) 業務の目的

本業務は、箕輪町防災交流施設の効率的かつ効果的な管理運営を行い、防災交流施設への集客及び地域活性化を図ることを目的とする。

(2) 業務の内容

別紙業務基準書に記載のとおり

(3) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(4) 指定管理料上限額

85,173,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 消費税率 10% で算出。

※ 期間中に消費税率の変更があった場合は、変更協定等に対応する。

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 箕輪町入札参加者名簿に登録されたものであること。

(3) 長野県内に本店・支店・営業所があること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、箕輪町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 公告日から落札決定日までの間において、箕輪町の指名停止措置を受けていないこと。

(6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることその他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。

(7) 業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあっては、当該資格等を有していること。

(8) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに町税を滞納していないこと。

3 受付期間及び必要書類の提出

(1) 受付期間及び提出場所

(ア) 提出期限：令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時（必着）

(イ) 提出場所：箕輪町役場 企画振興課

〒399-4695

上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

(ウ) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

(2) 提出書類

(ア) 箕輪町公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第 1 号）

(イ) 事業計画書等表紙（様式第 4 号）

(ウ) 事業計画書（様式第 2 号）

(エ) 収支予算書（様式第 3 号）

（以降、上記（ウ）（エ）を「事業計画書等」という。）

(オ) 添付資料（写しで可）

（i）法人の定款又寄付行為の写し及び登記事項証明書

（ii）前事業年度の業務内容を説明する書類

（ii）確定した直近の決算に係る財務諸表

（iii）納税証明書

(2) 作成に当たっての注意事項

(ア) (2) (ア) ～ (エ) について

（i）A 4 縦片面刷りとし、フォントサイズは 10.5 ポイント以上で横書きとする。
ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

（ii）事業計画書（様式第 2 号）のページ数は、15 ページ以内とする。

作成部数は、正本 1 部、副本 5 部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

(イ) (2) (エ) について

指定管理料には、利用料金収入見込額、事業収支見込額、指定管理業務に伴い見込まれる収入、基準書において町が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。また、指定管理者の自主

事業に係る経費や収入は指定管理料に含めないこと。

5 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）を提出することができる。
質疑書は、令和7年10月10日（金）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先までファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、町ホームページにて、令和7年10月15日（水）12時までに行う。

（ア）提出場所：箕輪町役場 企画振興課

FAX：0265-79-0230

E-mail：kizai@town.minowa.lg.jp

5 1次審査～プレゼンテーション

（1）1次審査

（ア）提出された事業計画書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

（イ）1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の5者から企画計画に係るプレゼンテーションを受ける。評価点が同点の場合は、別紙公募審査要領の4の方法により上位者を決める。事業計画書等の提出者が5名以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

（ウ）1次審査の結果は、令和7年11月5日（水）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

※ 1次審査結果（通過）通知前までは、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第6号）を作成の上、提出すること。1次審査結果（通過）通知後は、辞退不可となる。

（2）プレゼンテーション

（ア）開催日時：令和7年11月11日（火）午後2時から開催予定

詳細については（1）（ウ）の通知に合わせて通知する。

（イ）開催場所：箕輪町役場 2階 大会議室

（ウ）提出した企画計画書以外の追加資料の配布は認めない。

（エ）プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

（オ）プレゼンテーションに当たって、こちらで用意する大型モニター（75インチ）を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

（カ）プレゼンテーションの時間は、30分（説明20分、質疑応答10分）とする

(準備に要する時間は、別途確保する。)

6 指定候補者の特定

- (1) プレゼンテーションを受けた事業計画について、別に定める評価基準により 2 次審査を行い、最高得点となった者を指定候補者として特定する。
評価点が同点の場合は、別紙プロポーザル審査要領により指定候補者を決定する。
- (2) 2 次審査の結果は、令和 7 年 11 月 14 日 (金) までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 指定管理者の指定

指定候補者の特定後、被特定者と基準書及び事業計画書等の内容により提出された指定管理料で協定を締結する。ただし、特定後協定締結前に協定内容について協議を行うことがある。協議の結果、協定の締結に至らなかったときは、2 次審査において次順位であった者を新たに指定候補者とし、協議を行う。

8 その他

- (1) 事業計画書等の提出後提案者が 2 (1) ～ (7) に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本業務基準書等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- (2) 事業計画に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。また箕輪町情報公開条例（平成 25 年箕輪町条例第 9 号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

9 提出先・問い合わせ先

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

電話 0265-79-3152

ファクシミリ 0265-79-0230

電子メール kizai@town.minowa.lg.jp

担当：唐澤、井澤